

特定計量器使用者 各 位

岸和田市産業政策課

定期検査に代わる計量士による検査（代検査）のご案内

この代検査の制度は、適正な計量の確保を円滑に推進するために、計量に関する専門的な知識と技術を有する計量士が、計量器を使用している場所において、岸和田市に代わって実施（定期検査に合格したのと同じの効果があります）する検査です。

はかりの定期検査は、岸和田市が指定した場所、指定した日に、計量器を持参して検査する集合検査方式により実施しておりますが、「検査会場まではかりを持ち込むのに人手がない」、「はかりが大きいので、車がないので運搬が困難」、または、「使用しているはかりが1台しかない、など、検査会場に持ち込むと営業に支障をきたす」場合には、この制度を利用すると便利です。

なお、計量士が検査し合格したはかりは、所定の手続きをとると、定期検査が免除されるとともに、次のようなメリットがあります。

1. はかりを使用している場所まで出張して検査を行いますので、検査会場まではかりの運搬に要する手間が省け、運搬による破損等が省けます。
2. はかりの保守管理の方法、及び計量方法等に関する指導などが受けられます。
3. 検査は受験者の希望日時（店の定休日以外の日）に受ける（協会と受検日の調整が必要）ことができます。
4. 検査に合格したはかりには合格証が貼付されます。
5. 定期検査免除に必要な手続きは協会が代行いたします。

代検査の申込み、手数料等その他この検査に関する問合せは、下記まで連絡して下さい。

記

一般社団法人 大阪府計量協会 TEL 072-874-9115
大東市新田本町11番37号（大阪府計量検定所内）